

文京区営住宅

入居者の募集案内(事故住宅あき家)

募集戸数	事故住宅 1 戸 : 入居者が居室内で亡くなった住宅
対 象	区内居住者・家族向け (2人以上の世帯) *今回の募集には、単身者は申し込めません。
募集住宅	白山四丁目アパート *現在あき家が発生しているのは「白山四丁目アパート3DK」のみです。

今回の募集にあたり、資格審査対象者1名とともに、補欠者5名も決定します。

補欠者は、資格審査対象者に入居資格が無い場合、または辞退した場合の入居予定者となります。

申込期間

平成26年12月15日(月)
～平成27年1月16日(金)

申込方法

福祉住宅サービスに直接持参するか、または郵送してください。(福祉住宅サービス受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月27日～1月4日)は閉庁のため、持参による申込みはできません。)

郵送の場合、1月16日(金)までに下記、福祉住宅サービスに届いたものに限り受け付けます。受付期限近くに投函されたものは1月16日(金)の期限後の申込みとなる場合がありますので注意してください。

抽せん日

平成27年1月30日(金) 午後10時から
会場: 文京シビックセンター21階 2104会議室

ご 注 意

- ① 申込みは1世帯につき1通です。同一人の氏名を2通以上の申込書に記入するなどの重複申込みは無効となります。ただし、障害者住宅との同時申込みは可能です。
- ② 区営住宅の申込みは収入などに制限があり、一定の資格が必要になります。
- ③ 住宅の階層などは指定できません。

問い合わせ先

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター11階北側
文京区福祉住宅サービス 電話(5803)1238(ダイヤルイン)

● 入居資格

申込みのできる方は、次の（１）～（５）のすべてにあてはまる必要があります。

（１） 文京区内に居住していること

① 申込者本人が文京区内に引き続き１年以上（平成２６年１月１７日以前から）居住する成年者（２０歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること。（外国人については、在留資格が確認できること。）

なお、２０歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。（２０歳未満の婚姻予定者は、法定代理人（親）の同意が必要です。）

② 外国人については①のほか、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に１年以上（平成２６年１月１７日以前から）在留している方であること。

また、同居親族については申込時点に日本国で住民登録をされており、在留資格が確認できること。

（２） ２人以上の世帯であること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則です。

① 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

（ア） 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）

（イ） 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

（ウ） 独立して生計を営む２親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または２親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。ただし、入居しようとする世帯が３ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、３親等内の血族又は姻族の範囲内とします。

② 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

③ 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

（ア） 夫婦が別居する申込み

（イ） 結婚、転勤、就職等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

（３） 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、７ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。⇒６～１２ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

（４） 申込者（同居親族含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

(5) 住宅に困っていること

原則として、不動産所有者（不動産の所有者、共有持分のある方、借地上に住宅を所有している方、及び借地上の住宅に共有持分のある方）、公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・区民住宅及び公営住宅）の入居者で住宅の名義人を含めての申し込みはできません。ただし、次の場合は申し込むことができます。

- ① 不動産所有者（入居しようとする親族に不動産所有者がいる場合も含む。）
- (ア) 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後 2 か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本（全部事項証明書）を提出できる場合
→資格審査のときに、取りこわしの契約書等で確認します。
- (イ) 差押（税金等滞納による場合を除く。）、正当な事由による立退要求等により不動産所有者でなくなる場合
→資格審査のときに、所有権移転登記後の登記簿謄本（全部事項証明書）等で確認します。
- ② UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・区民住宅及び公営住宅の入居者（名義人を含めた世帯）は次の区分に該当する場合に限り、申し込むことができます。（浴室のない公営住宅に入居している方は、下の区分に該当しない場合でも申込みことができます。）

住宅	区分	資格要件
UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・区民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の 20%以上
	UR・公社の建替え	現に居住する住宅の建替えがすでに決定されている場合 →資格審査時にUR・公社からの証明書で確認します。
	ひとり親世帯（母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者（内縁及び婚約者を含む。）のない方であり、同居親族が 20 歳未満（※1）の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が 60 歳以上（※2）であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁及び婚約者を含む。） イ 57 歳以上（※3）の方 ウ 18 歳未満（※4）の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で 1 度～3 度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の 1 人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同等程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者
	多子世帯	申込者に 18 歳未満（※4）の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込日現在、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
	公営住宅	住宅が狭い
通勤時間が長い		通勤時間が片道 90 分以上（身体障害者手帳の交付を受けている方は片道 60 分以上）かかる場合で、区営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮される場合

- ※1 表中の 20 歳未満とは、平成 6 年 12 月 17 日以降生まれの方
 ※2 表中の 60 歳以上とは、昭和 30 年 1 月 17 日以前生まれの方
 ※3 表中の 57 歳以上とは、昭和 33 年 1 月 17 日以前生まれの方
 ※4 表中の 18 歳未満とは、平成 8 年 12 月 17 日以降生まれの方

※5 入居資格基準表

いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	29㎡未満	5人	56㎡未満
3人	39㎡未満	6人	66㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

* 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

* 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

● 申込みから入居まで

申込期間	平成26年12月15日(月)～平成27年1月16日(金)までに福祉住宅サービスに届いたものに限り受け付けます。
-------------	---

抽せん番号の通知	平成27年1月23日(金)頃発送する予定です。
-----------------	-------------------------

抽せん会(公開)	平成27年1月30日(金)午前10時から 文京シビックセンター21階 2104会議室
-----------------	---

*当日は、会場においでにならなくても差しつかえありません。

抽せん結果の通知	平成27年2月6日(金)頃発送する予定です。
-----------------	------------------------

→落せん者

入居資格審査対象者

入居資格審査	審査対象者には、審査に必要な書類を持参していただき、面接により審査します。
---------------	---------------------------------------

→失格者

合格者

入居説明会・入居手続き	入居許可日の約2週間前に実施します。 入居手続きには、保証金の納入、連帯保証人が必要です。
--------------------	--

入居	入居許可日から15日以内に 入居していただきます。
-----------	------------------------------

申込み後、住所の変わる方

最寄りの郵便局に転居届を提出し、抽せん番号などのはがきを受け取るようにしてください。

申込み後、福祉住宅サービスに連絡されても住所変更はいたしません。

補欠者

資格審査により失格者が出た場合、または辞退者が出た場合、抽せんでは補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰り上げにならない場合もありますのでご承知おきください。

● 募集する住宅

住宅名	住所	建設年度	間取り・専用面積	戸数	予定使用料
白山四丁目アパート	白山4-4	昭和46年度	3DK(6・4・5・3畳) 39.0㎡	1戸	下表

現在あき家が発生している住宅は「白山四丁目アパート」3DKです。補欠者は、資格審査対象者に入居資格が無い場合、または辞退した場合の入居予定者となります。

- 現在あき家となっている住宅は、事故住宅（入居者が居室内で亡くなった住宅）です。
- 3階建て、エレベーター、駐車場はありません。犬、猫など、動物の飼育はできません。
- 台所の換気扇、浴室の浴槽・風呂釜は付いています。
- 白山四丁目アパート1階及び2階天井部にアスベスト含有建材が使用されているため、平成18年に「膜天井システム工法」による天井囲い込み工事を実施しました。

● 予定使用料

区営住宅の使用料は、世帯の所得、住宅の所在地域、住宅の広さ、建築年数等によって決められています。

所得区分別の使用料の例は下表のとおりです。なお、下表の所得区分は**3人世帯**の事例です。

区 分	特 別 区 分 世 帯					
	一 般 区 分 世 帯					
所得金額	0円 ?	2,008,001円 ?	2,236,001円 ?	2,428,001円 ?	2,656,001円 ?	2,992,001円 ?
	2,008,000円	2,236,000円	2,428,000円	2,656,000円	2,992,000円	3,328,000円
予定使用料	22,300円	25,700円	29,400円	33,200円	37,900円	43,700円

※ 特別区分世帯の資格等については7ページをご覧ください。

- 住宅使用料の支払いは、原則として口座振替となります。
- 所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。
- この他に共益費155円及び住宅内で使用した光熱水費の負担があります。

入居の際には、次のものが必要になります。

- 保証金（使用料の2カ月分）
- 連帯保証人

※連帯保証人の資格は次のとおりです。（一緒に入居される方は連帯保証人にはなれません。）

- ① 日本国内に住所を有する方
- ② 独立した生計を営み、確実な保証能力を有する方
- ③ 印鑑登録証明書の取れる成人

● 所得基準表の見方

(1) まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

8～9ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

10ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

11ページをご覧ください

★所得としないもの

① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込期間（平成26年12月15日～平成27年1月16日）現在退職、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。

③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、平成27年2月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得を0円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中に出産のため

(2) 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表は申込日現在の家族全員の「所得金額の合計」でみます。

収入のある方の名前	(所得金額) — ★12ページの表②の特別控除金額
	() — ()
	() — ()
	() — ()
合計	

★特別控除金額

所得金額から差し引いてください。
詳しくは12ページをご覧ください。

★12ページの表①の特別控除金額

あなたの家族の所得金額

— =

(3) 家族数は何人ですか？

所得基準表の「家族数」とは、



出産する予定であっても、申込期間内に生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

申込みの際の「家族数」とは、実際に区営住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

★遠隔地扶養者数とは
 区営住宅に入居はしないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

(4) 所得基準表（家族）

あなたの世帯の家族数、申込みする家族全員の所得金額を次の表にあてはめ、確認してください。

家族数※	所得金額	
	一般区分世帯	特別区分世帯
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※ 家族数が6人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分世帯とは

- ① **心身障害者を含む世帯**
 申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。
 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 イ 重度または中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で1度～3度）
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同等程度と判定された方を含む。）
 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ② **60歳以上の世帯**
 申込者本人が60歳以上（昭和30年1月17日以前の生まれ）または、昭和31年4月1日以前に生まれた方（経過措置）であり、かつ、同居親族全員が、ア60歳以上、または昭和31年4月1日以前に生まれた方（経過措置）イ18歳未満の児童（平成8年12月17日以降生まれ）のいずれかに該当すること。
- ③ **小学校就学前の子供がいる世帯**
 同居親族に小学校就学前の子供（平成20年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。
- ④ **原子爆弾被爆者を含む世帯**
 申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- ⑤ **海外からの引揚者を含む世帯**
 申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）
- ⑥ **ハンセン病療養所入所者等を含む世帯**
 申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

● 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト・事業専従者等）

現在の勤め先へ就職した日が

平成25年1月1日以前の方

平成25年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合 計	収入計	賞与計

次の (1) (2) (3) からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が平成25年1月2日～平成25年12月1日までの方

【平成25年12月から平成26年11月までの合計となります。】

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が平成25年12月2日以降の方

就職した翌月から平成26年11月までの収入の合計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍します。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入	所 得
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方 → 4,000円単位で端数整理します。

[例] 端数整理の仕方…年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \\ 2,386,998 \text{円} \div 4,000 \text{円} = \boxed{596.7495} \text{ (小数点以下切捨)} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000 \text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \\ 2,384,000 \text{円}$$

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

《源泉徴収票のどる方》

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 文京区春日 1-16-21 文京アパート 101号室	氏名	(受給者番号)				
		(フリガナ) フンキョウ タロウ (役職名) 文京 太郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給料・賞与	2,386,998	1,488,800					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無	千円	特定 老人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	特別 その他 人 人 人 人	千円	千円	千円	千円
※							

この金額が所得金額です。

申込書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入	所 得
円	円

《源泉徴収票のどない方》

〔平成25年1月から平成25年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で年間総収入額を所得金額に換算します。〕

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

(現在、長期休暇中の方は、休職前1年分の収入から所得計算してください。)

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額に換算する計算式

年間総収入額	計算式と所得金額
650,999円まで	所得金額は0円となります。
651,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 650,000円 = (円) 所得金額
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は969,000円となります。
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は970,000円となります。
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は972,000円となります。
1,624,000円まで 1,627,999円まで	所得金額は974,000円となります。
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 = (円) 所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 180,000円 = (円) 所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 540,000円 = (円) 所得金額
6,600,000円から 9,999,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000円 = (円) 所得金額

前ページ上段で計算した年間総収入額

申込書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入	所 得
円	円

計算結果を申込書の所得金額欄に記入します。

● 事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が平成25年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

平成25年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業	営業等	①	1488800
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時 ⑦+(③+④)×1/2	⑧	
		合 計	⑨	1488800

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名	文京 春子	妻	12月	800,000
生年月日	明大 ◎ 37.7.10			
氏名				
生年月日				
氏名				
生年月日				
専従者給与(控除)額の合計額				800,000

この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

(注) 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を8～9ページ下段の計算式で所得金額に換算して申込書の所得欄に記入してください。

申込書の年収額欄

年収額	
総収入	所得
円	円

(2) 確定申告をしていない方

平成25年1月から平成25年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が平成25年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(1) 現在の仕事を始めた日が平成25年1月2日～平成25年12月1日までの方

【平成25年12月から平成26年11月までの合計となります。】

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が平成25年12月2日以降の方

【現在の仕事を始めた翌月から平成26年11月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。】

所得金額合計

推定所得金額

営業した月数

×12=

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

● 年金を受けている方

- ☆ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ☆ 平成25年1月から平成25年12月までに支払いを受けたすべての年金等を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 平成24年12月以前から年金を受けている方

「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

郵便はがき

平成25年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所					申込書の年収額欄 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">年 収 額</th> </tr> <tr> <th>総収入</th> <th>所 得</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>		年 収 額		総収入	所 得	円	円
	年 収 額												
総収入	所 得												
円	円												
氏 名		生年 月 日	1 明治 年	2 大正 月	3 昭和 日	4 平成							
区 分	支払金額												
法第203条の3 第1号適用分	千	円	支払金額を合計した額を 記入してください。										
法第203条の3 第2号適用分													
法第203条の3 第3号適用分													

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 平成25年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得金額に換算する計算式

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計額の範囲	所得金額に換算する計算式	
		(年金額の合計)	計算式 (所得金額)
65歳以上 昭和25年1月17日以前に 生まれた方	1,200,000円まで	(円)	0円となります。
	1,200,001円から3,299,999円まで	(円) - 1,200,000円	= (円)
	3,300,000円から4,099,999円まで	(円) × 0.75 - 375,000円	= (円)
65歳未満 昭和25年1月18日以降に 生まれた方	700,000円まで	(円)	0円となります。
	700,001円から1,299,999円まで	(円) - 700,000円	= (円)
	1,300,000円から4,099,999円まで	(円) × 0.75 - 375,000円	= (円)

(注) 年金の他に収入のある方は
それぞれ所得を計算し
2段に書いてください。

職 業	年 収 額	
	総収入	所得
会社員	給与○○○円	○○○円
	年金○○○円	○○○円

年 収 額	
総収入	所得
円	円

計算結果を申込書のこの欄に記入します。

● 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
㊦老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上(※1)の方	㊦の特別障害者控除を受ける方は、㊧の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません。)で16歳以上23歳未満(※2)の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上(※3)の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上(※3)の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

①の特別控除金額の合計

万円

6 ページの特別控除金額①へ

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から控除できるもの

申込者、同居親族が対象です。ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
㊦寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性(1の「扶養親族・子」のいない方もあてはまりますが、離婚した場合は除きます。)	区営住宅では婚姻歴のないひとり親の方向けのみなし寡婦(夫)家賃減額があります。㊦、㊧に該当しないひとり親の方は、福祉住宅サービスにご相談ください。
㊧寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の男性	

②の特別控除金額の合計

万円

6 ページの特別控除金額②へ

※1 表中の70歳以上の方とは昭和20年1月17日以前生まれの方

※2 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成3年12月17日～平成11年1月17日生まれの方(所得税法上の特定扶養親族とは19歳以上23歳未満となっておりますのでご注意ください。)

※3 表中の65歳以上の方とは昭和25年1月17日以前生まれの方

● 申込書の書き方（太線内と裏面を書いてください。）

別記様式第1号（第3条関係）

抽選番号

区 営 住 宅 （ 事 故 住 宅 ） 使 用 申 込 書

平成 年 月 日

文京区長 殿

私は、文京区営住宅条例に基づく区営住宅（事故住宅）を使用したいので、申し込みます。

申 込 者	郵便番号	112-0003	自宅電話番号	5803 — 1238
	住所	文京区 春日 1 丁目 16 番 21 号 春日 方・ 荘 ・アパート 203 号室		
	フリガナ 氏 名	フシキョウ 文 京		ジロウ 次 郎

住宅に入居しようとする世帯（親族）の構成						
氏 名	続柄	生 年 月 日 (年 齢)	職業	年 収 額		現在働いている勤務先・事業所の名称
				総収入	所 得	
申 込 者	本人	明・大・昭・平 39年5月1日 (50歳)	会社員	円 2,386,998	円 1,488,800	名称 文京(株) 電話番号 3812-7111 就職又は開業日 平成20年6月1日
文京 花子	妻	明・大・昭・平 47年3月2日 (42歳)	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
文京 愛	子	明・大・昭・平 9年11月9日 (17歳)	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
文京 ふみ	母	明・大・昭・平 10年8月1日 (79歳)	なし	円 880,000	円 0	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
		明・大・昭・平 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
		明・大・昭・平 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
計 4 人	特 別 控 除 金 額			△ 円 100,000		特別控除対象者 種類 文京 ふみ 老人扶養
	差 引 所 得 金 額			円 1,388,800		入居しないが、申込者 又は同居親族が所得税 法上扶養している親族 の数（遠隔地扶養） 0 人

(注) ここに記入された入居しようとする世帯（親族）の変更は認めません。

申込みに当たっては、以下の事項を誓約し、又は同意します。

- この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（同居しようとする者を含む。以下「申込者等」という。）が暴力団員であるときは、使用予定者の決定又は使用の許可を取り消されても異議がないこと。
- 使用の許可を受けた後に、申込者等が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。
- 申込者等が暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁へ照会がなされること。

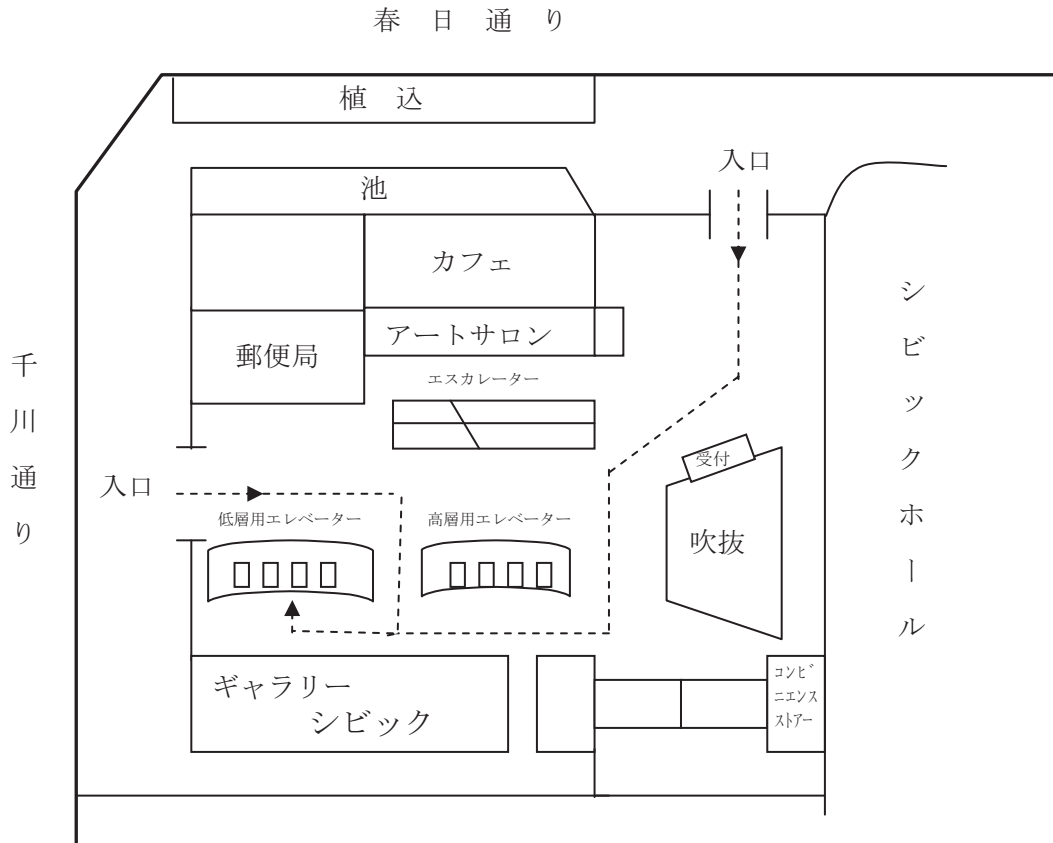
申込者氏名 文京 次郎

(裏面も記入してください。)

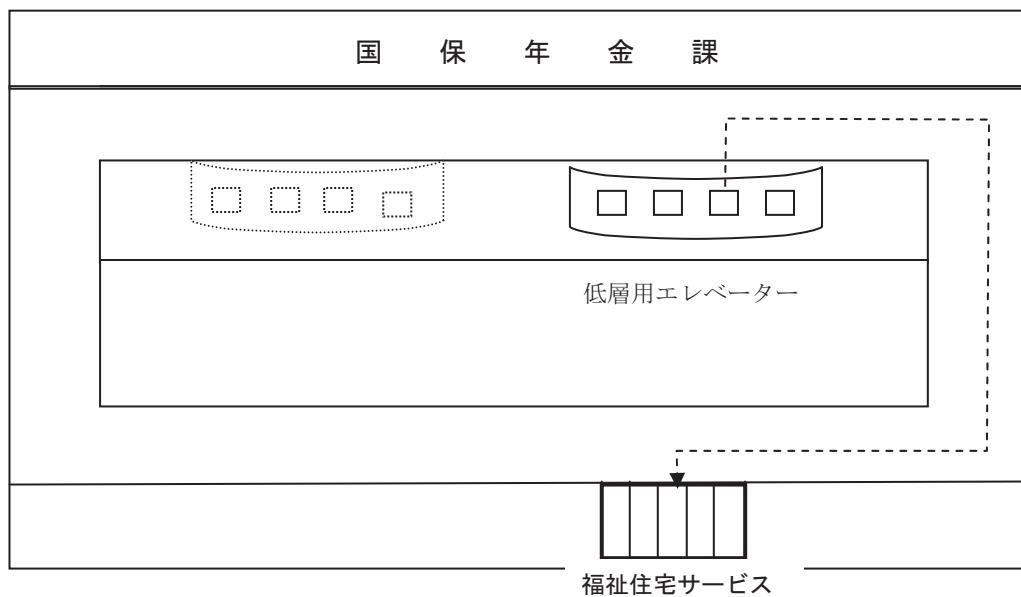
● 申込み受付場所

お申し込みは、福祉住宅サービス（文京シビックセンター11階）へ
低層用エレベーターを利用して11階へおいでください。

申込み受付場所案内図



11階



ふ み み や こ

文の京

申込受付・問い合わせ先

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター11階

電話（5803）1238（ダイヤルイン）